

富田林市教育委員会規則第 号

富田林市教育委員会規則で定める様式における敬称の表示を改める規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富田林市教育委員会規則で定める様式（以下「様式」という。）の規定における敬称の表示を改めるために必要な事項を定めるものとする。

(教育委員会等又は指定管理者が収受する文書に係る敬称の表示)

第 2 条 教育委員会その他の機関又は指定管理者が収受する文書に係る様式の規定のうち、あて名に「(あて先)」を冠することを定めているものについては、これらの様式の規定中「(あて先)」を削り、当該あて名に敬称として「様」を付ける。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(富田林市教育委員会規則で定める様式における敬称の表示を改める規則の廃止)

2 富田林市教育委員会規則で定める様式における敬称の表示を改める規則（平成 25 年富田林市教育委員会規則第 3 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に様式の規定に基づき作成した用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用し、又は所要の調整をした上で使用することができる。

富田林市教育委員会要綱で定める様式における敬称の表示を改める要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、富田林市教育委員会要綱で定める様式（以下「様式」という。）の規定における敬称の表示を改めるために必要な事項を定めるものとする。

(教育委員会等又は指定管理者が収受する文書に係る敬称の表示)

第 2 条 教育委員会その他の機関又は指定管理者が収受する文書に係る様式の規定のうち、あて名に「(あて先)」を冠することを定めているものについては、これらの様式の規定中「(あて先)」を削り、当該あて名に敬称として「様」を付ける。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に様式の規定に基づき作成した用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用し、又は所要の調整をした上で使用することができる。